

森林・林業の再生に向けた人材育成について (人材育成検討委員会最終とりまとめ)の概要

持続的な森林経営を実現した上で、林業の採算性を回復するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する技術者・技能者の育成が必要。また、持続的な森林経営を進めるためには、各地域における長期的視点に立った森づくりのマスタープランを作成し、その実行に向け指導し得る技術者が必要。

このため、森林・林業に関する技術者・技能者の育成等を計画的に推進するとともに、人材を育成する体制を検討。また、人材育成にあたっては、本人の育成段階に応じた指導等がなされるよう組織的な支援を行うとともに、人材育成にPDCAサイクルを導入することにより人材育成に関するプログラムを常に改善できるような仕組みが必要。

1 フォレスター

- ・ 市町村森林整備計画の策定支援を通じて地域の森づくりの全体像を描き、併せて市町村が行う行政事務の実行支援を通じて森林所有者等に対し指導等を実施。
- ・ 森林の取扱い等の計画作成や路網作設等の事業実行に直接携わり、指導等を行うなどの実務を経験し、併せて課題解決能力の向上に向けた研修等を修了するなどにより一定水準に達した者をフォレスターとして認定し、名簿に登録。
- ・ 現行の林業普及指導員資格試験について、受験資格や試験内容を再構築した上で、同資格試験をフォレスターの認定試験として位置づけることが必要。
- ・ 今般の森林計画制度の改正により、森林経営計画（仮称）の認定業務が始まること等から、フォレスターが本格的に活動するまでの間、都道府県や国の職員等のうち森林計画制度に関する研修を受けた者（准フォレスター）が計画策定等の支援業務を実施。

2 森林施業プランナー

- ・ 施業の集約化に向け合意形成を図り、森林経営計画（仮称）の作成の中核を担う。
- ・ 集約化施業の推進に不可欠な森林施業プランナーの増員と併せて、森林経営計画（仮称）の作成に必要な知識の習得等、森林施業プランナーの育成に向け必要な研修を実施。
- ・ 森林経営計画（仮称）の作成に当たっては、林業事業体の経営者の関与が必要であることから、経営者を対象とした研修の実施が必要。
- ・ 森林施業プランナーが中心となって森林経営計画（仮称）を作成するに当たっては、フォレスターと連携して取り組むことが重要。
- ・ 森林施業プランナーの研修修了者の能力を客観的に評価し、一定の質を確保できるよう、森林施業プランナーの認定の仕組みを検討することが必要。

3 森林作業道作設オペレーター等

- ・ 森林作業道作設オペレーターとは、丈夫で簡易な森林作業道を作設する者であり、路網作設を行う技能者を対象に、土工技術及び現場における線形判断のための知識を習得させるための研修を実施。
- ・ 林業専用道設計者・監督者とは、林業専用道の設計書の作成や設計書に基づき現場の条件に応じた適切な応用動作を行いながら林業専用道を作設する者であり、一般の土木技術・技能を有する者を対象に、座学と現地講習を実施。
- ・ それぞれの人材について、これからの路網整備の趣旨はもとより、森林施業や作業システムについての基礎的な知識を習得させることが必要。

- ・ 路網整備を加速化するため、ブロック単位等での技術の普及指導を実施。また、指導者を養成するための研修を実施。
- ・ 事業の実施に当たっては、それぞれの道の作設が、上述する能力や技術・知識を習得している者により行われるよう、助成制度における位置づけを検討することが必要。

4 フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）等

- ・ 高い生産性と安全性を確保し、高性能林業機械を活用した低コスト作業システムを現場レベルで実践するためには、現場作業員の能力向上が必要であり、そのためには研修の更なる充実が必要。
- ・ 研修の規範となるべき段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備し、これに基づく研修を修了した者をそれぞれフォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）として国が登録・認定する制度が必要。
- ・ こうした研修を活用しつつ客観的な人事評価がなされるよう、事業主が使いやすい人事管理マニュアル等の作成が必要。
- ・ 労働災害の発生率が他産業に比べ高い水準にあり、新規就業者も増加していることから、安全教育等を充実させ、現場作業員の安全の確保に努めることが必要。